

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年2月8日

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長

大 矢 正 克

1 当該招請の主旨

本業務は、気象衛星センターに設置した気象衛星航空情報作成装置の正常な機能を維持することを目的に保守を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 気象衛星航空情報作成装置保守
- (2) 業務内容 気象衛星センターに設置した気象衛星航空情報作成装置の保守（ハードウェアの24時間サポート、障害復旧対応、性能維持及び技術支援）
- (3) 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 業務目的

気象衛星センターに設置した気象衛星航空情報作成装置は、静止気象衛星ひまわり標準データ等を基に航空用気象衛星プロダクトファイルを作成し、気象庁内外の航空気象情報利用者へデータ配信を行うものである。

本業務は、当該装置を保守することにより、装置の安定稼働を確保することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度 国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- ⑥ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

（2）技術力に関する要件

気象衛星航空情報作成装置は、重要な情報を利用者に提供する機器であることを理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行う技術力を有すること。

（3）設備・システムに関する要件

気象衛星センターに設置した機器の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するよう所要の性能を発揮させる技術力を有すること。

（4）守秘性に関する要件

- ① 当センターから提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当センターから提供された資料は、監督職員の許可を得ずに複製及び庁舎外への持ち出しをしてはならない。
- ③ 当センターの許可を受けた場合を除き、本業務の成果物を他に流用してはならない。
- ④ 当センターの許可を受けた場合を除き、本業務で知り得た情報の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

（5）業務執行体制に関する要件

- ① 本業務の執行体制が十分整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象衛星センターの業務に支障を与えないこと。
- ③ 電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他法令を遵守すること。
- ④ 本業務を実施する技術者は、本業務における作業を行うために必要な免許等資格を有すること。
- ⑤ 本業務後に発生した本業務に係る不具合について、連絡窓口等必要な対応体制を確保すること。

（6）業務実績に関する要件

システムの保守に関する業務を行った実績があること。

（7）その他必要と認める要件

既存装置の関連マニュアルを下記条件により貸与する。

- ・当該貸与物件は、既存機能を活用する目的のみに使用し、他の目的には一切使用しないこと。

- ・ 当該貸与物件の秘密を保持すること。
- ・ 当該貸与物件は、改変を行わないこと。
- ・ 当該貸与物件に関する作業完了後は、速やかに貸与物件を返却すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-0012

東京都清瀬市中清戸3-235

気象衛星センター総務部会計課

電話 042-493-4964 F A X 042-491-4701

E-mail : eisei_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年2月8日から令和5年2月28日まで (1)に同じ。

なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体(CD-R等)を持参すること。

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

令和5年3月1日16:00まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度 国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合でも5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該有効資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

(6) 本調達書は、令和5年度予算成立を条件とする。